

鋼 船 規 則 検 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則検査要領 B 編

2019 年 第 2 回 一部改正

2019 年 7 月 1 日 達 第 34 号

2019 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

2019 年 7 月 1 日 達 第 34 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.7 係船中の船舶

(2)を次のように改める。

係船に先だって，船舶の所有者は，下記の書類を係船地の最寄りの支部・事務所に提出すること。

- (1) 係船届け（書式例 B1-1）3 部
- (2) 船級証書，~~設備証書~~
- (3) 国際満載喫水線証書，貨物船安全構造証書，貨物船安全設備証書，貨物船安全無線証書
- (4) 主管庁の係船受理証明書の写し 1 部

書式例 B1-1 を次のように改める。

書式例 B1-1

		年	月	日
日本海事協会 御中				
		住 所		
		氏 名	印	
係 船 届				
下記船舶を係船したいので下記書類を添付のうえ、お届けします。				
記				
船	名			
船 級 番 号				
船 舶 番 号				
総 ト ン 数				
船 籍 港				
係 船 場 所				
係 船 日				
係船予定期間				
添付書類				
1. 船級証書				
2. 設備証書				
3 2. LL 証書				
4 3. SC 証書				
5 4. SE 証書				
6 5. SR 証書				

附 則

1. この達は、2019 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日以降に船級証書発行の申込みをする船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。